

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第28号	
事故等名	漁船第六十八福洋丸漁船第三十八福吉丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年9月20日 07時05分ごろ	
発生場所	宮城県気仙沼港朝日ふ頭 (北緯38° 53' 30"、東経141° 35' 30")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月16日 仙台・地方事故調査官が第三十八福吉丸海難報告書を精査、10月21日 第六十八福洋丸船舶所有者に電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 漁船第六十八福洋丸 379トン	
船舶番号	133298	
船舶所有者	福洋水産株式会社	
船種・船名・総トン数	B 漁船第三十八福吉丸 89.27トン	
船舶番号	124171	
船舶所有者	有限会社丸三水産	
乗組員等に関する情報	A なし	
	B 船長 五級海技士(航海)	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 左舷船首楼外板に擦過傷、凹損、塗装剥離	
	B 右舷側船尾楼ブルワーク手摺りに曲損、船尾右舷寄り釣り台に亀裂	
事故の経過	宮城県気仙沼港において、A船B船ともに台風避難のため同港朝日ふ頭に並列に抱き合わせて係留していたところ、B船が出漁準備のため、リモコンにより前後進操作中、突然クラッチが後進に嵌したまま、中立、前進に作動しなくなって後進を始め、主機を停止させたが間に合わず、無人で岸壁係留中のA船に衝突した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり B 船船橋当直者がリモコンにより前後進操作中、突然クラッチが後進に嵌したまま、中立、前進に作動しなくなり後進した(クラッチが故障した原因は明らかにできず) B船船橋当直者のクラッチの作動確認不十分
原因	本件衝突は、B 船船橋当直者がリモコンにより前後進操作中、突然クラッチが後進に嵌したまま、中立、前進に作動しなくなり後進したため、発生したものと考えられる。 B船船橋当直者のクラッチの作動確認が十分に行われていなかった可能性があると考えられる。	